

第3号議案 2009年度事業計画（案）の件

1、募金活動と会員の拡大に取り組みます。

(1) 一般募金の理解を広げ、大切に取り組みます。

- ① 広く県民・団体・企業に、ユニセフ活動を普及し、募金協力を広げます。
ユニセフ役員団体での募金取り組みを進めます。
- ② 学校募金活動への協力を進め、広げます。
- ③ ユニセフ ハンド・イン・ハンド（全国一斉街頭募金）等での募金活動を呼びかけます。
県内5か所（福島市、郡山市、喜多方市、白河市、いわき市）で12月に行います。
- ④ 東北・北海道の生協が共同で進めるネパールへの「指定募金」支援のための情報提供等のサポートを行います。ネパール・スタディツアー（昨年11月）報告会を行い、ユニセフ支援の大切さとその効果について広めていきます。

(2) 日本ユニセフ協会からの呼びかけによる緊急募金に取り組みます。

- ① 地震や津波、洪水、台風やサイクロン、干ばつなどの自然災害で被災した人のために世界各地で行っている緊急・復興支援活動のために「自然災害緊急募金」に取り組みます。
中国大地震、ミャンマーサイクロン
- ② 戦争や武力紛争によって被害を受け、心に深い傷を負った子どもや女性のために「人道危機緊急募金」に取り組みます。スーダン、アフリカ、ガザ

(3) 会員拡大のための広報と、役員をはじめ会員ひとりが一人を増やす取り組みを進め、300人会員の達成をめざします。

2、広報活動・開発教育、ユニセフカード・グッズの普及に取り組みます。

(1) 広報活動

- ① 「ユニセフ視聴覚教材」や「ユニセフ写真パネル」、水ガメやワクチンボックス、模型地雷などの立体教材の貸出業務を行います。
- ② 日本ユニセフ協会発行の各種リーフレット等の資料を有効活用します。
- ③ 福島県支部の1年間の活動をお知らせするニュースを3月に発行します。
- ④ 福島県支部のホームページを活用して、活動の紹介をし、様々な活動への参加や募金への協力を呼び掛けます。
- ⑤ ユニセフ募金をおよせいただいた団体・個人の方々をホームページで紹介し、募金活動の広がりを目指します。

(2) 開発教育

- ① ユニセフ活動の普及を図るために福島県支部役員のスタッフを対象に「ユニセフスタッフ研修会」を7月に行います。
- ② 生協でのユニセフ活動リーダーの育成のため、「ユニセフリーダー研修交流会」を11月に行います。

- ③ 学校での総合学習や、地域や団体からの要請に応じてのユニセフ講座を行います。
- ④ テーマは、「世界の子どもたちは、今?」「子どもの権利条約ってなに?」等、ご要望に応じていきます。
- ⑤ ネパール・スタディツアー報告（ユニセフの支援とネパールの子どもと女性の活動）を要請にこたえて随時、ユニセフ講座で行っていきます。

(3) ユニセフカード・グッズの普及

- ① ユニセフカード・ハガキ、ユニセフグッズの利用を呼びかけます。県支部事務所で常時取扱いを行います。
- ② 福島県支部主催及び名義後援のイベント会場でユニセフグッズ、ユニセフカード・ハガキの普及を進めます。
- ③ ユニセフ協会発行のカード・ギフト案内パンフレット（年 2 回発行）を有効に活用し、広く普及を図ります。

3、「ユニセフのつどい2009 in ふくしま」を開催します。

- (1) 今年は「子どもの権利条約」が 1989 年 11 月 20 日に採択されてから満 20 年を迎えます。しかしながら、世界はいまだに「子どもの権利」が十分に守られているとは言い難い状況にあります。世界の子どもたちがかかえる現状に目を向け、成立 20 年を迎えた「子どもの権利条約」を実効あるものにしていくためにも、私たちはこの条約について学び、普及・啓発していくことが大切です。
- (2) 「ユニセフのつどい2009 in ふくしま」は、この「子どもの権利条約」成立に焦点を当て、企画します。関係する他の団体等との協力や、子どもの参加の可能性もふくめて、詳細について検討を進めます。

4、写真展等による啓発活動に取り組みます。

- (1) ユニセフ協会が所蔵する「写真」「パネル」や県支部作成の「パネル」等により、世界の子ども達がおかれている状況や、子どもの権利条約、HIV/エイズについての啓発活動を進めます。
- (2) 各地区（福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市）ごとに、また団体や組織単位でのユニセフ写真展を計画し、ユニセフの啓発・普及を進めます。
- (3) 「子どもとエイズ」世界キャンペーンを引き続き実施し、HIV/エイズによって直接・間接的な被害を受けている子どもたちへの理解を広げます。
- (4) 「子どもの権利条約」についての啓発活動を進めます。

5、福島県支部の運営

- (1) 理事会は年 2 回（6 月と 3 月）、評議員会は年 1 回（6 月）開催します。
- (2) 支部の日常運営は事務局とボランティアの協力で行います。
- (3) 支部役員の団体・組織でのユニセフ活動を進めるため、各々のユニセフスタッフと県支

部事務局との協力関係を強めます。

- (4) 経費は、(財)日本ユニセフ協会支部規定及び同支部運営細則に基づいてまかなうものとします。

6、福島県支部の年間活動計画

4月	平成20年度監査(13日)
5月	全国事務局長会議(ユニセフ協会)(14日～15日) エイズキャンペーン(ガールスカウト共催)(23日)
6月	第12回理事会、第6回評議員会(16日)
7月	ユニセフ写真展、ユニセフスタッフ研修会(16日)
8月	ユニセフ写真展、学習講師研修会(ユニセフ協会)
9月	ユニセフ写真展
10月	ユニセフのつどい in ふくしま 2009 ふくしま地球市民フェスティバル 2009(いわき市)(福島県国際交流協会) ユニセフ写真展
11月	ユニセフ活動交流会(北海道・東北地区生協)(18日) ユニセフリーダー研修交流会(県内生協生協)(20日) ユニセフ写真展
12月	第31回ユニセフ ハンド・イン・ハンド(6日、13日、15日) ユニセフ写真展
3月	第13回理事会、ニュース No6 発行